

# 商工会等の脱炭素経営に関する支援機能強化業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 業務の目的

世界規模で進む脱炭素社会の実現に向けた動きを的確に捉え、県内小規模事業者等のビジネスチャンスの拡充や競争力の向上につなげていくため、和歌山県商工会連合会及び県内の商工会・商工会議所の脱炭素経営に関する支援機能を強化する。

本業務は、脱炭素経営に関する専門的な知識・経験が必要であり、かつ、適切な支援を実施できる運営体制が必要であるため、公募型プロポーザルにより事業者を選定する。

## 2. 概要

- (1) 業務名 商工会等の脱炭素経営に関する支援機能強化業務
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和6年11月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 見積限度額 金4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 契約書 委託先として特定した事業者に対して別途作成

## 3. スケジュール

令和6年10月18日(金)～10月22日(火)	企画提案書作成に関する質問受付
令和6年10月24日(木)	質問回答
令和6年10月18日(金)～10月28日(月)	企画提案書の受付
令和6年10月30日(水)	審査会

※審査結果は、審査後、書面により速やかに参加者全員に通知します。

## 4. 参加資格に関する事項

次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（令和5年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
- (5) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であること。

(6) 和歌山県の区域内に本店又は支店その他の事業所を有する者であること。

## 5. 質問・回答

### (1) 質問方法

質問書（様式1）を9の提出先にメールにより提出すること。

### (2) 受付期間

事前説明会終了後から令和6年10月22日（火）午後5時まで

### (3) 回答

質問に対する回答については、質問者に令和6年10月24日（木）までにメールで送付するとともに、和歌山県ホームページに掲載することとし、当該回答により、本要領等を追加又は修正したものとする。

## 6. 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

ア 企画提案書（様式任意） 6部

（ア）A4判（A3判をA4判に折り込むことも可）、フルカラーで作成すること。

（イ）別添仕様書に従い、企画提案を作成すること。

なお、1業者1提案とする。

イ 経費見積書（様式任意） 1部

（ア）見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

（イ）見積金額は、2(4)の見積限度額を超えないこと。

ウ 委任状（様式2） 1部 ※提案事業者が本社でない場合

エ 提案者の概要が分かるもの（会社案内、本業務に類似する実績等） 1部

(2) 提出方法 9の提出先に持参又は郵送で提出してください。

### (3) 提出期間

令和6年10月18日（金）午前9時から令和6年10月28日（月）午後5時まで必着（持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前9時～午後5時）

## 7. 審査

### (1) 審査方法

企画提案書及び15分程度のプレゼンテーション（質疑応答を含む。）により審査を行います。

審査は、和歌山県商工労働部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員が行います。

### (2) 日時・場所（予定）

ア 日時 令和6年10月30日（水）午前10時00分から午前12時00分まで

※プレゼンテーションの時間は別途通知します。

イ 場所 和歌山県庁北別館4階 第1会議室（和歌山市小松原通一丁目1番地）

### (3) 契約候補者の選定

- ア 審査の結果、最高評価点の提案者を契約候補者として選定する。なお、同点の場合は、見積額を参考に契約候補者を選定する。
- イ 提案者が1者の場合においても審査する。
- ウ 契約候補者と和歌山県が協議し、本業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。なお、契約条件等が合致しない場合は、次点提案者を契約候補者に選定する。

### (4) 審査結果についての通知

採用・不採用に関わらず、書面により通知します。

## 8. その他留意事項

- (1) 一度提出した書類は返却しない。
- (2) 本公募型プロポーザル参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (3) 選定された事業者の企画提案書に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）、その他一切の権利（商標・意匠の出願及び登録をする権利等）は、和歌山県に帰属する。
- (4) 選定されなかった事業者の企画提案書に係る著作権その他一切の権利（商標・意匠の出願及び登録をする権利等）は、当該事業者に帰属する。
- (5) 提出書類について、第三者の著作権、商標権等に関する問題が生じた場合、すべて参加者の責任とする。
- (6) 提出書類の内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、すべて参加者の責任とする。
- (7) 提案者に次の行為があった場合は、企画提案の審査対象から外れるものとする。
  - ア 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
  - イ 他の提案者と提案内容又はその意思について相談を行うこと。
  - ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して、提案内容を意図的に開示すること。
  - エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
  - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- (8) 選定された企画提案については、事業効果を高めるため、和歌山県と提案者が協議の上、一部変更する場合がある。

## 9. 各関係書類の提出先（問合せ先）

和歌山県 商工労働部 商工労働政策局 商工振興課 （担当：商工支援班 山本）

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

TEL：073-441-2740 FAX：073-422-1529

Mail：yamamoto\_y0098@pref.wakayama.lg.jp